○道路の区域変更 (二件)

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

次

目

告

示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 ○管理理容師及び管理美容師資格認定講習会の指定

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (二件) 〇保安林の指定の予定 (三件)

○道路の供用開始

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

宮

○財政状況の公表

○仙台市職員共済組合平成二十一年度決算の要旨の公表 ○宮城県市町村職員共済組合平成二十一年度決算の要旨の公表

誤

○宮城県公報第一九二一号中

○宮城県公報平成二二年号外第一○号中

○宮城県公報平成二二年号外第一三号中

示

告

○宮城県告示第六百九十号

理容師法 (昭和二十二年法律第二百三十四号) 第十一条の四第二項の規定による管理理容師資格認

行

城

宮 宮城県仙台市青葉区 電話 022(211)2267

(食と暮らしの安全推進課) (廃棄物対策課)

(共同参画社会推進課)

同

(道 (森林整備課) 路 課 兀

同 兀

(財 政 課 兀

(契

約

課

兀

八 六

 $\overline{\circ}$

0

 $\overline{\circ}$

の規定により意見書を提出することができる。 なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、 法第十五条第六項及び要綱第三十二条第一項

(総務部私学文書課) 本町三丁目8番 (毎週火,金曜日発行)

平成二十二年六月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

師資格認定講習会として、次のとおり指定した。 定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容

ページ 講習会の開催年月日及び会場 東京都江東区有明三丁目七番地二十六 財団法人理容師美容師試験研修センター 講習会の主催者の名称及び所在地

平成二十二年十一月一日(月)、

(-)

日程

管理理容師資格認定講習会

八日 (月)及び十五日 (月)

会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホー ル宮城

管理美容師資格認定講習会

(-)平成二十二年十一月一日 (月)、八日 (月)及び十五日 (月)

日程

会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホー ル宮城

Ξ

一人 一万八千円

○宮城県告示第六百九十一号

以下「要綱」という。) 第三十条第一項の規定により告示し、法第十五条第四項及び要綱第三十条第 び産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。 五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、法第十五条第四項及 二項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十 第2169号 平成22年6月29日 火曜日 宮 城 県 公 報 (2) = 七 六 五 兀 Ξ ○宮城県告示第六百九十二号 の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する 2 3 2 1 2 3 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人 代表者の氏名 平成二十二年六月二十九日 り記載すること。) あっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名) 並びに対象施設の名称 (日本語によ 意見書の提出期限等 平成二十二年一月二十六日 申請年月日 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 産業廃棄物処理施設の種類 宮城県岩沼市大昭和一番 産業廃棄物処理施設の設置の場所 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名 平成二十二年六月二十九日 汚泥及び廃プラスチック類 汚泥、廃プラスチック類の焼却施設 所在地 東京都北区王子一丁目四番一号 代表者の氏名 代表取締役 芳賀義雄 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所 (法人に 提出場所 名称 日本製紙株式会社 提出期限 平成二十二年八月十三日 縦覧期間 平成二十二年六月二十九日から平成二十二年七月二十九日まで (午前八時三十分か 縦覧場所 縦覧場所等 廃棄物対策課施設班 廃棄物対策課及び塩釜保健所 ら午後五時十五分まで) 特定非営利活動法人
アンダルシアの風 田中 志津 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 嘉 嘉 浩 浩 二 主たる事務所の所在地 法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告 ○宮城県告示第六百九十四号 兀 二 主たる事務所の所在地 法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告 ○宮城県告示第六百九十三号 兀 Ξ 示する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人の名称 代表者の氏名 代表者の氏名 定款に記載された目的 定款に記載された目的 申請のあった年月日 定款に記載された目的 申請のあった年月日 主たる事務所の所在地 平成二十二年六月二十九日 平成二十二年六月二十九日 特定非営利活動法人 チャレンジドネットワークみやぎ 特定非営利活動法人 平成二十二年六月十四日 平成二十二年六月十四日 この法人は、フラメンコの愛好者及び広く一般市民に対して、フラメ この法人は、宮城県に住む知的障害者、精神障害者及び身体障害者 仙台市太白区長町一丁目一番十三号 いた経済的に自立できる事業の創設・推進及びそれらの支援活動を行 に優しい生活を営み、また、共感する仲間をふやし、その理念に基づ この法人は、川崎町の豊かな資源・恵みをいかして、持続可能な環境 柴田郡川崎町大字前川字六方山三番地二百二十五 菊地 個人の価値観や日本文化の多様化、人々の健康の増進に寄与すること ンコの普及、啓発及び振興に関する事業を行い、フラメンコの普及、 仙台市太白区長町一丁目一番十三号 を目的とする。 (以下「知的障害者等」という。)の親たちが中心となってネットワー 地域資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。 重雄 川崎町の資源をいかす会 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 嘉 嘉

浩

浩

(3)	<u>z</u>	平成:	22年	= 6 ,	月29	日	火	曜 E	3		宫	•	城		県		公		報								第2	2169	号	
炭釜一五二の二	岩沼市南長谷字山小屋七四	保安林予定森林の所在場所		平成二十二年六月二十九日	する予定である旨、農林水産	森林法(昭和二十六年法律符	○宮城県告示第六百九十六号	に備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、	次のとおりとする。	2 立木の伐採の限度並び!	三 間伐に係る森林は、4	備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	□ 主伐として伐採をする	── 主伐に係る伐採種は、	1 立木の伐採の方法	三 指定施業要件	水源のかん養	二 指定の目的	栗原市栗駒沼倉枯木立三二	保安林予定森林の所在場所		平成二十二年六月二十九日	する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。	森林法(昭和二十六年法律符	○宮城県告示第六百九十五号	四申請のあった年月日			
	岩沼市南長谷字山小屋七四の一、柴田郡柴田町大字四日市場字丸山三から五まで、九、一〇、字	所	宮城県知事 村 井 嘉 浩	日	農林水産大臣から通知があった。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を			5、その関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林整備課)及び栗原市役所		立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。	期齢以上のものとする。	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整	、定めない。					=	所	宮城県知事 村 井 嘉 浩	日	大臣から通知があった。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を		平成二十二年六月十七日	せる地域社会の構築に寄与することを目的とする。	らの人権問題の取り組みに関する事業を行い、将来的に安心して暮ら	クを作り、知的障害者等に対しての地域の中での日常生活支援及び彼
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	😑 間伐に係るものは次のとおりとする。	備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	🗀 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整	○ 主伐は、択伐による。	1 立木の伐採の方法	三 指定施業要件	土砂の流出の防備	二指定の目的	の図に示す部分に限る。)	栗原市花山字草木沢角間三三九の一四・三五八の四・三五八の五・四一二 (以上四筆について次	一 保安林予定森林の所在場所	宮城県知事 村 井 嘉 浩	平成二十二年六月二十九日	する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。	森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を	○宮城県告示第六百九十七号	所及び柴田町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁 (農林水産部森林整備課) 並びに岩沼市役	次のとおりとする。	2(立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種	四 間伐に係るものは次のとおりとする。	備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	😑 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整	□ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	字丸山三から五まで、九、一〇、字炭釜一五二の二	─ 次の森林については、主伐は、択伐による。	1 立木の伐採の方法	三 指定施業要件	土砂の流出の防備	二 指定の目的

第2169号 平成22年6月29日 火曜日 宮 城 県 公 報

次のとおりとする。

○宮城県告示第六百九十八号 整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林

変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県大

河原土木事務所において一般の縦覧に供する

平成二十二年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

Ξ 路 道路の区域 線 名 蔵王川崎線

道路の種類

県道

での都同町大字川内字河原前一七番三地先ま先から、一場で、一大字川内字河原前一七番三地先ま、生田郡川崎町大字川内字河原前一七番一地で、 変 更 ത $\overline{\times}$ 間 前変 更 後の 後 前 五九十二二十八 へ敷 一五・九~三三・六一 メ地 , ص ル幅 √員 へ敷 メ地 ا ا T. 四五・五 四五・五 . ル延 長

○宮城県告示第六百九十九号

変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間宮城県庁 (土木部道路課)及び宮城県北

平成二十二年六月二十九日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

文字上尾松線

Ξ

道路の区域

路

線

名

道路の種類

県道

更 の X 間 前変 更 後の (メートル) 敷地の幅員 (メートル)敷地の延長

備

考

変

○宮城県告示第七百号

栗原市栗駒文字荒砥沢三一番一地先か

前

Α

五一五一五〇〇

九四二・六

上記A及び

В

三· 七· 八 八

七八三・七

面に表示する 敷地の区分を

Bは、関係図

同市栗駒文字鷲の巣三三番地先まで

後 A

五一五一五〇〇

九四二・六

いう。

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月二十九日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県大

河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月二十九日

県	種道	
	路	
道	類の	
岩沼	路	
藁	線	
線	名	
同市志賀 岩沼市志		
子貨 新字	供	
深新田大	用	
九五	開	
九五 番五 地番	始	
先一 ま地	の	宮城
で先か	X	城県 知
5	間	事
		村
平	供	井
·成 六二 月十 二二	用 開 始	嘉
—— 十年 九 日	年月日	浩

公 告

〇財政状況の公表に関する条例 (昭和三十九年宮城県条例第二十三号) 第二条第一項の規定により:

県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十二年六月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 次のとおり一般競争入札に付す

平成二十二年六月二十九日

入札に付する事項

宮城県知事

村

井

嘉

浩

- 1 購入物品及び数量 凍結防止剤散布車 四台
- 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

2

3 納入期限 平成二十二年十一月三十日 (火) 7

宮

県

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ

各土木事務所及び各土木事務所地域事務所

- 2 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- 3 をしていない者であること る廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条によ
- なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可
- の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
- れかに該当するときは、入札に参加することはできない。 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
- ıΣ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下

営に事実上参加していると認められるとき

(5)

- 者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、 暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関
- 下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 又は関与していると認められるとき 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者 (以
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 引したり、又は不当に利用したりしていると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 購入物品に対する迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

8

- 9 県出納局契約課管理班 (〒九八〇 - 八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇 る者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望す
- Ξ 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、 入札説明書の交付場所並びに問い合わ
- 2 入札説明書の交付期限

宮城県出納局契約課物品班(担当

加納 洋美 電話〇二二-二二 - 三二三二)

〒九八〇 - 八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

平成二十二年七月二十日 (火) まで1あて申し出ること。 平成二十二年七月二十三日 (金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、

- 3 一般競争入札参加資格審查
- 日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 (金)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年七月二十三日
- 入札書の提出期限等
- $(\!-\!)$ 日時 平成二十二年八月六日 (金)午後五時まで
- (\Box) 場 所 1に同じ

 (\equiv) だし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて○の日時までに到達するよう提出すること。 た

開札の日時及び場所 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない

平成二十二年八月九日 (月)午前十時

5

宮城県行政庁舎二階第一入札室

兀 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

2

五 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 第二条の規定による。 成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号) 入札保証金 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号) 第九十七条及び第九十八条並びに平

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て 記載すること。 免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に た金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札 者とする。

契約書作成の要否 要

申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

詳細は、入札説明書による。

9 8 7

Summary

1 Nature and Quantity of the Item(s) to be Procured: Vehicle for spreading antifreeze chemicals

4

Deadline for Delivery: Tuesday, November 30, 2010

Place of Delivery: Each of the public works office

ω

Deadline for Bid: Friday, August 6, 2010, 5:00 p.m

Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Contact: Hiromi Kanou, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury

Japan. Tel.: 022-211-3332

Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

報

雑

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があっ

平成二十二年六月二十九日

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十一年度決算の要旨を公告する。 呂城県知事 村 井 浩

平成二十二年六月二十九日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 井 П 經 明

宮城県市町村職員共済組合平成21年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	囲丁	村	一部事務組合等	合 計
12	21	1	18	52

2 組合員数及び給料月額は,次のとおりである。

組合員の種	組合員の種別		市町村長	特定消防	長	朝	船員一般	任意継続	合	計
組合員数(人)		16,871	33	1,778		2	12	623	19,3	319
給料月額(千円)	長期	5,409,314	20,364	526,141	1,07	76	4,353		5,961,2	248
給料月額(十门)	短期	5,432,764	26,373	526,141	1,07	76	4,353	193,919	6,184,6	326
1 人当たり	長期	320,628	617,082	295,918	538,0	50	362,760		318,8	352
給料月額(円)	短期	322,018	799,185	295,918	538,05	50	362,760	311,265	320,1	32

3 組合職員の数は,次のとおりである。

(単位:人)

経 理 単 ′	位	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付	物資	計
人	員	20	2	4	3	1	1	31

4 各経理単位別収支状況は,次のとおりである。

(単位:千円)

	L 115	E 45	7540 0 0000	NIK 35	/D /2+		n+ ^		位:千円)
区 分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(収 入)									
負担金		15,934,589		188,325	252,541				
掛金	5,011,158	8,571,835			247,766				
施設収入・商品売上						287,350			
連合会交付金				72,100	5,421			1,875	
利息及び配当金	1,156		378,850	557	1,612	2,291	574,645	356,563	6
その他収入	532,986			105	15,075	7,010	448	594	32,992
他経理から繰入金				15,952		100,246			
前年度繰越支払準備金	876,372								
計	11,290,186	24,506,424	378,850	277,039	522,415	396,897	575,093	359,032	32,998
(支 出)									
給付金	5,596,321								
負担金払込金		15,934,589							
掛金払込金		8,571,835							
役職員給与				128,095	42,654	59,528	45,608	5,749	2,682
特定健康診査等費					19,659				
旅費・事務費				12,830	3,749	1,887	3,186	2,590	814
商品仕入						12,018			
飲食材料費						54,722			
委託費				13,364	5,113	3,674			
支払利息			378,850				397,166	311,258	21,398
老人保健拠出金	68,576								
退職者給付拠出金	395,455								
前期高齢者納付金	1,484,273								
後期高齢者支援金	1,713,075								
病床転換支援金	1,395								
介護納付金	720,265								
連合会払込金	153,092							25,457	
連合会拠出金	424,284							·	
他経理へ繰入金	15,952				100,246				
その他支出	8,779			116,650	228,889	261,244	6,462	2,411	4,221
次年度繰越支払準備金	866,749			.,	-,	, .	,	, ,	, .
計		24,506,424	378,850	270,939	400,310	393,073	452,422	347,465	29,115
差引当期利益金	, ,, ,,	, -, -,	,,,,,,,	6,100	122,105	3,824	122,671	11,567	3,883
差引当期損失金	158,030			-,	,	.,	,	,	,
年度末支払準備金	866,749								
年度末資本剰余金	222,110			40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	670,929				1,017,148	9,045	1,392,578	542,507	153,955
1 次/15日11111111111111111111111111111111111	070,020	<u> </u>		522, T00	1 .,5 . 7 , 1 7 0	3,040	.,002,070	0.2,007	100,000

仙台市職員共済組合平成21年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び給料月額は,次のとおりである。

組合員の種	別	一 般	市長	特定消防	任意継続	合 計
組合員数(人)		8,305	1	965	111	9,382
4分料日短(千円)	長期	2,937,363	620	312,278		3,250,261
給料月額(千円)	短期	2,945,972	1,210	312,278	33,981	3,293,441
1人当たり	長期	353,686	620,000	323,604		350,584
給料月額(円)	短期	354,723	1,210,000	323,604	306,137	351,038

3 組合職員の数は,次のとおりである。

(単位:人)

経 理	単位	業務	貸付	合 計
人	員	4	1	5

4 各経理単位別収支状況は,次のとおりである。

(単位:千円)

-						(単位:千円)
区分	短期	長期	業務	保 健	貯 金	貸付	預 託
(収 入)							
負担金	2,863,797	8,920,699	35,401	96,744			
掛金	2,901,504	4,721,149		94,620			
施設収入・商品売上				5			
利息及び配当金	1,427		186	1,047	148,727	194,921	174,526
その他収入	296,894		34,758	859		18,190	
他経理からの繰入金			11,075				
前年度繰越支払準備金	428,563						
計	6,492,185	13,641,848	81,420	193,275	148,727	213,111	174,526
(支 出)							
給付金	2,839,601						
役職員給与			33,967	161	1,499	7,480	
旅費・事務費			8,488	674	795	1,114	
委託費			8,456	3,035	1,575	722	
支払利息					101,646	157,604	174,526
連合会払込金	82,831	13,641,848				14,460	
連合会拠出金	230,591						
老人保健拠出金	54						
退職者給付拠出金	216,941						
前期高齢者納付金	1,142,507						
後期高齢者支援金	917,392						
病床転換支援金	747						
介護納付金	411,914						
他経理へ繰入金	11,075						
その他支出	1,712		32,897	131,028	416	18,738	
次年度繰越支払準備金	441,800						
計	6,297,165	13,641,848	83,808	134,898	105,931	200,118	174,526
差引当期利益金	195,020		2,388	58,377	42,796	12,993	
年度末支払準備金	441,800						
年度末資本剰余金				1,513			
年度末利益剰余金	526,880		37,520	268,888	280,403	1,113,001	